

宣誓した方などが利用できる行政サービス

令和6年4月1日時点での情報です。

今後もこの一覧表は随時更新し、新たに制度やサービスが追加された際は、ホームページに掲載します。

(1) パートナーシップの宣誓及びファミリーシップの届出をした方が受けることのできる既存の制度や行政サービス

所管	制度・サービス	内容・対象者・要件等	証明カードの提示
市民税課	原動機付き自転車等の登録・廃車	同居するパートナー及びファミリーシップにある子を同居親族として、原付登録・廃車申請が可能	必要
市民生活課	犯罪被害者等支援見舞金	パートナーを犯罪被害者の配偶者として、遺族見舞金申請が可能	必要
市民課 (総合窓口)	住民票の続柄の記載	同一世帯に住民登録している場合、希望により、パートナーの続柄を「縁故者」とすることが可能	必要
市民税課 資産税課 収納課	税証明交付申請	続柄が縁故者であれば、パートナー間の税証明交付申請が可能	不要
高齢者福祉課	寝具乾燥消毒等事業	パートナー及びファミリーシップにある子を事業対象者の親族として、事業利用申請が可能	必要
	徘徊高齢者・障がい者見守りオレンジシール交付事業	介護者等であるパートナー及びファミリーシップにある子の場合、事業利用申請が可能	必要
	配食サービス事業	パートナー及びファミリーシップにある子を事業対象者の親族として、事業利用申請が可能	必要
	訪問理容サービス事業	パートナー及びファミリーシップにある子を事業対象者の親族として、事業利用申請が可能	必要
	緊急時通報システム事業	パートナー及びファミリーシップにある子を事業対象者の親族として、事業利用申請が可能	必要

所管	制度・サービス	内容・対象者・要件等	証明カードの提示
上下水道経営課	証明書の交付(水道料金等納入済証明書、水道使用開始開栓証明書、水道中止証明書)	パートナー及びファミリーシップにある子を親族として、証明書の交付が可能	必要
人事課	市職員に対する特別休暇(保育時間、忌引、配偶者及び父母の祭日、結婚、子の看護及び短期介護)、介護休暇、介護時間	パートナー及びファミリーシップにある子については、家族関係があるものとして、取得が可能	不要

(2) パートナーシップの宣誓に関係なく、要件により受けることのできる既存の制度や行政サービス

所管	制度・サービス	内容
人権推進課 菖蒲行政センター 栗橋行政センター 鷺宮行政センター	DV相談	パートナーとの間の暴力に関する相談が可能
市民課 (総合窓口)	住民票の交付	同一世帯員の住民票の写しの交付が可能
シティセールス課	久喜市の公共施設での届出挙式の実施	お二人のうち、どちらかが市内在住又は挙式当日までに居住予定の方が実施可能
国民健康保険課	国民健康保険及び後期高齢者医療被保険者証の再交付	本人確認書類があれば同一世帯員の被保険者証再交付が可能
	国民健康保険及び後期高齢者医療限度額適用認定証の交付	本人確認書類があれば同一世帯員の認定証の交付が可能
	人間ドック・脳ドックの費用助成の申請	国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者である同一世帯員のドック費用助成申請が可能
	保養施設の利用助成の申請	国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者である同一世帯員の保養施設利用助成申請が可能
	国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料納付額の証明	本人確認書類があれば同一世帯員の納付額証明の取得が可能
社会福祉課	久喜市災害見舞金	葬祭を行う者であれば災害による死亡に係る見舞金の支給申請が可能
	災害救護資金の貸付け	同一世帯員であれば申請が可能
高齢者福祉課	偕楽荘ショートステイ事業	養護者であれば利用登録申請が可能
こども家庭保健課	家庭児童相談	18歳未満のお子様に関する相談が可能

子育て支援課	パパ・ママ応援ショップ優待カードの交付	対象児童と同一世帯であれば交付が可能
人事課	市職員に対する特別休暇（出産補助、育児参加、短期介護）、介護休暇、介護時間	事実婚関係と同様のパートナー関係にあれば取得が可能

(3) その他

所管	制度・サービス	内容
障がい者福祉課	障がい福祉サービス全般	申請者本人が来庁できない場合、申請者本人の署名により手続きが可能
介護保険課	介護認定申請、被保険者証の再交付等	申請者本人が来庁できない場合、申請者本人の署名や、再交付証書等の郵送など一定の要件を満たせば手続きが可能